

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_30
ー相続の準備_④ー

2025.1. 9

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

相続の準備

最近は家族関係が複雑化しているので、法定相続人になるかどうかをきちんと理解しておく必要がありそうですね。あっ、うちは単純なのでその心配はないですけど。💧



あ〜、そうなんですね。お客さまは奥様とお子様2名ですね。婚外のお子さんとかはいないということですね。



あ、あ、当たり前ですよ。でも後学のために知っておきたいのですが、愛人の子は法定相続人ではないのですよね。



はい、愛人の子を非嫡出子と言いますが、そのままでは法定相続人になれません。認知という手続を市町村役場にする必要があります。



例えば、再婚の場合で、前妻の連れ子はどうなるのですか。



その場合は、再婚相手の男性にとってはご自身の子ではないので、養子縁組をします。



相続の準備

では、前妻の子、つまり自分の子の場合はどうなんですか。



その場合は、ご自身のお子様なので無条件で法定相続人になります。



最近は同性婚の場合は、相手は法定相続人になりますか。



なりません。この場合は、遺言書を書いて「遺贈」するしかありません。



後、財産を洗い出しておかないと遺された家族は大変ですよ。



はい、その通りです。まずはご自分の財産の一覧表を作成します。生命保険は照会制度があります。不動産は「所有不動産記録証明制度」が2026年2月2日にスタートする予定です。「預金口座付番制度」は既に2024年4月から希望者がマイナンバーを紐付ける制度が開始されています。



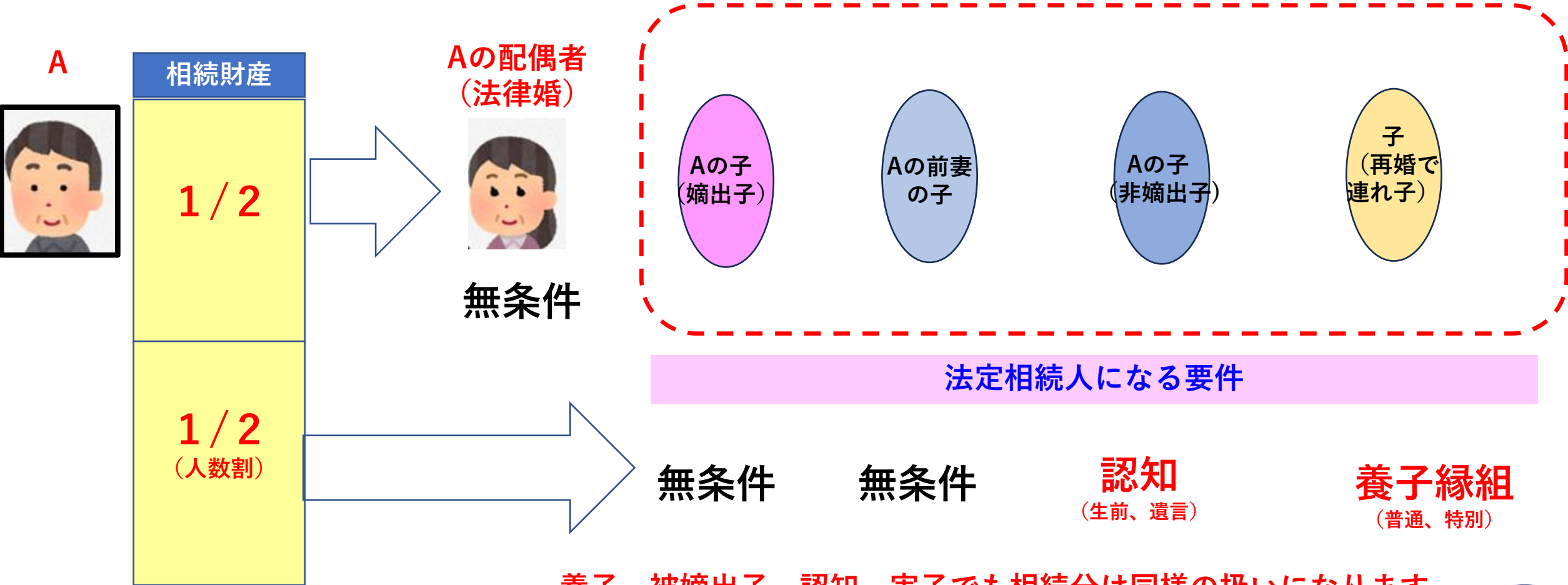
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 法定相続人の範囲を確認しておきましょう。配偶者は常に、第1順位は子、第2順位は親、第3順位は兄弟姉妹です。姻族（義理の親など）は法定相続人ではありません。
- ✓ 家族関係が複雑化しています。愛人の子、再婚相手の連れ子、同性婚パートナー、前妻は手続なしには財産を承継できません。前妻の子は無条件で相続人です。
- ✓ 財産の一覧表は必ず準備して家族に分かるような状態にしておきます。準備がないと、家族が生命保険(稼働中)、預貯金(2024/4)、不動産(2026/2)の照会制度を利用して探す必要がでてきますので、家族に負担のないように準備しておきましょう。

法定相続人を確認しておきましょう

親と子の立場から

夫に離婚歴がある場合、自分が内縁の場合、相続における子の位置付けを確認しましょう。

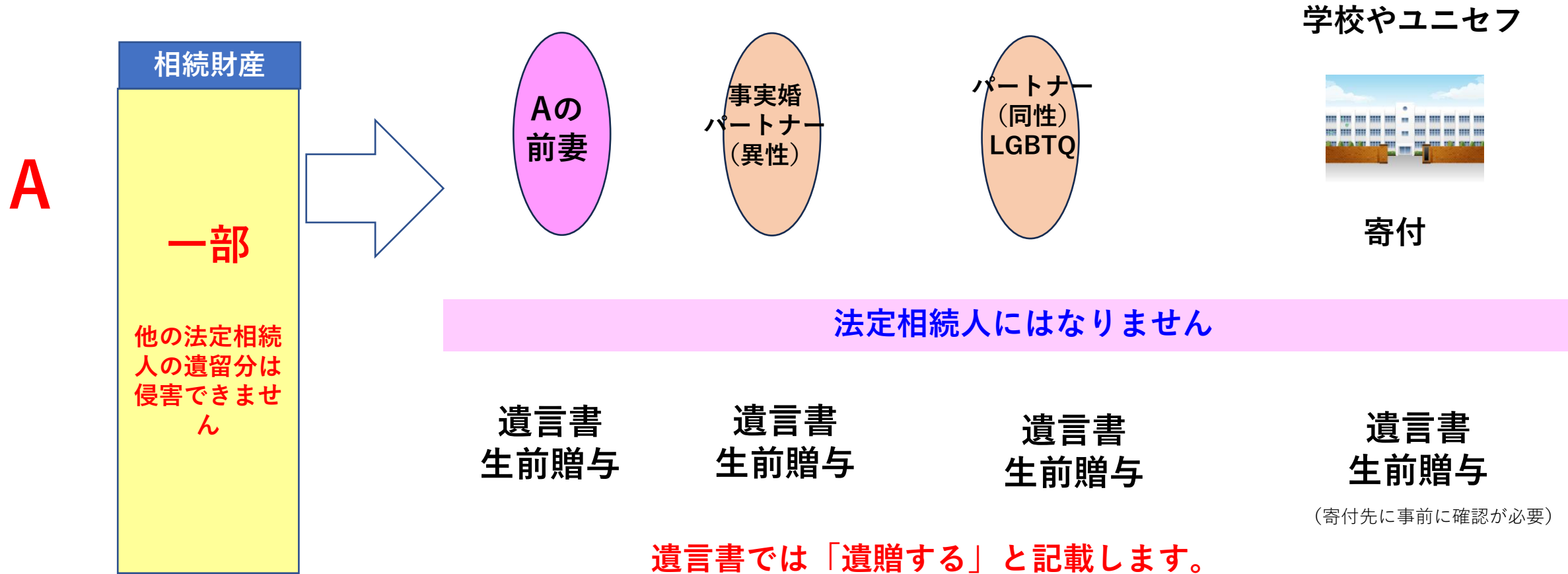


養子、被嫡出子、認知、実子でも相続分は同様の扱いになります。

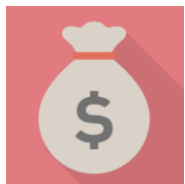
法定相続人を確認しておきましょう

親と子の立場から

最近はいろいろな家族形態があります。



ご自分の財産がどこに何があるかを書き出しておきましょう。そうしないとご家族が大変です。



全部の銀行
通帳、キャッシュ
カードの保管場所

キャッシュカードの
パスワード
ネット銀行のIDやパ
スワード



保管場所
(銀行の貸金庫など)
購入時の価格がわかる資
料



登記証、全部事項証
明書など
土地、建物
購入時の価格がわか
る資料



登記証、全部事項証
明書など
購入時の価格がわか
る資料
・賃貸先との契約書
など



車検証
貸駐車場資料



取引証券会社
のネット口座
IDやPW



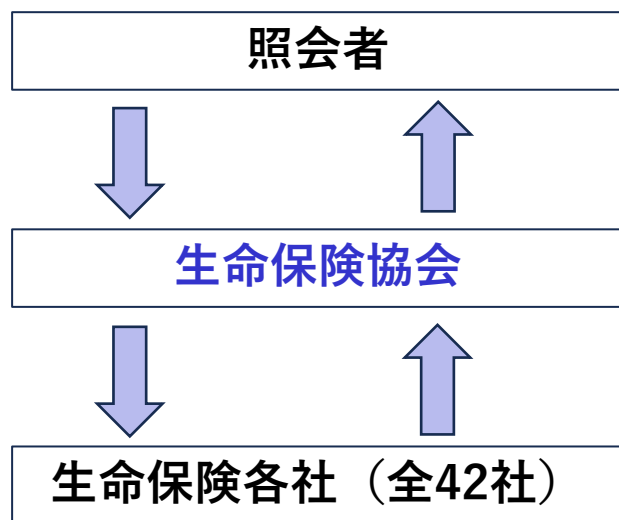
取引先や保有
を特定できる
資料



保険契約書

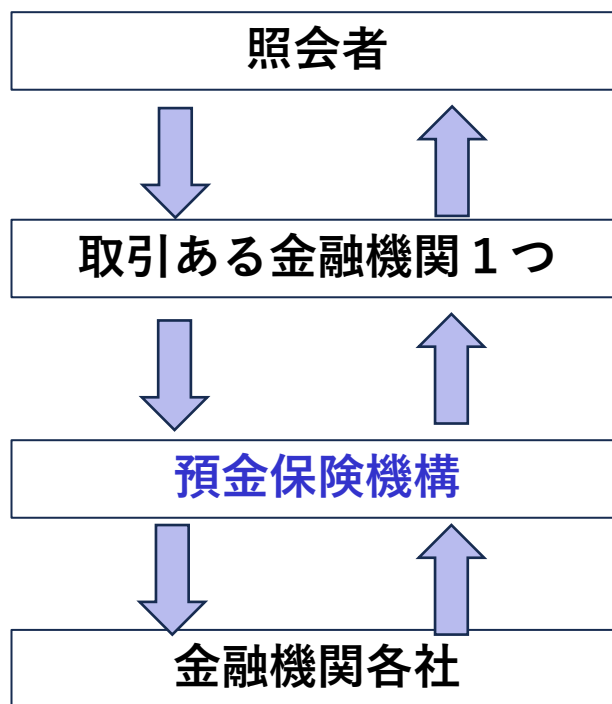
預金、不動産が一括照会が新たに可能になります。
生命保険契約と上場有価証券は既に照会制度がありますので、相続財産を特定するときに便利です。

生命保険照会制度（稼働）



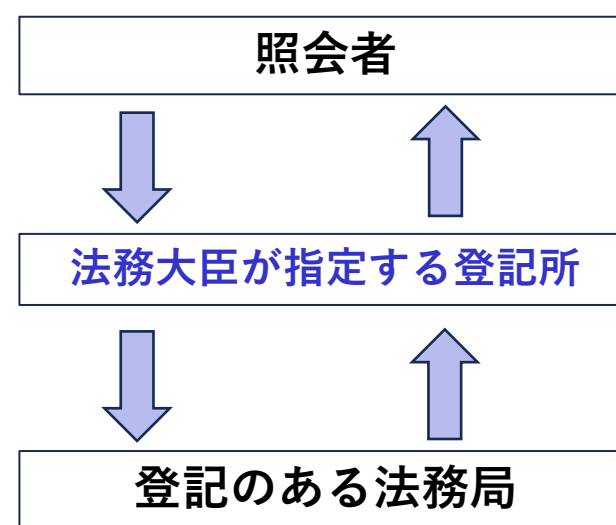
- ✓照会受付日現在有効に継続している個人保険契約のみ
- 死亡保険金支払済、解約済、失効等であるもの対象外
- ✓調査対象親族ごとに3000円
- ✓保険の請求権は3年で時効

預貯金口座管理制度(2024/4)



- ✓マイナバーの提供が条件（強制ではない）

所有不動産記録証明制度(2026/2)



- ✓登記簿の名義人ごとに全国の所有不動産をリスト化する。
- ✓固定資産税の納税通知所や名寄帳は市区長村の管轄区内の物件のみ

Thinking time !

相続の準備について親と子で話し合う機会を作りましょう。

法定相続人の確認

- ・ 貴方のご自分の法定相続人は誰かですか。
- ・ もし、再婚で相手が連れ子がいた場合、相続人にする場合の手続きはどうすればいいのでしょうか。



財産の一覧

- ・ 貴方のご自分の財産の一覧を書き記していますか。
- ・ 生命保険、預貯金、不動産の照会制度をご家族は知っていますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

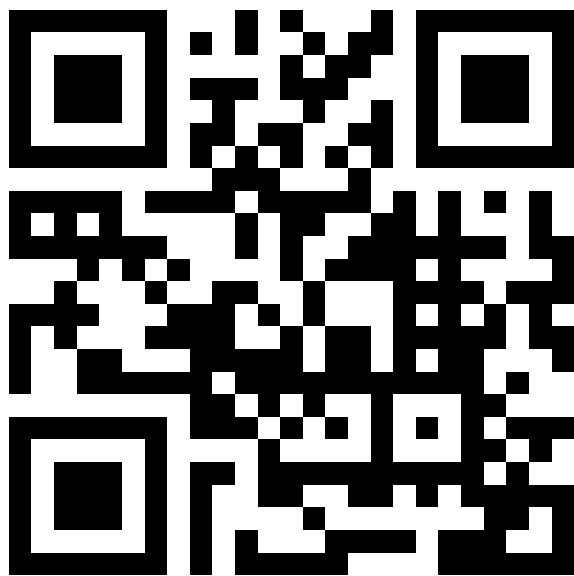
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

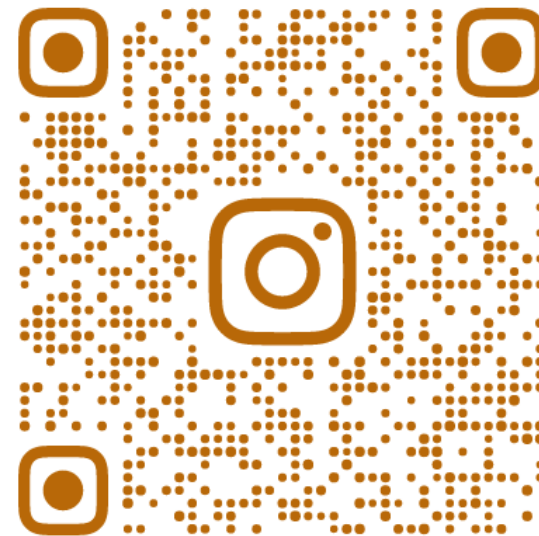
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN